

第1部 労働者送り出しの実態と政策 第1章 中国

著者	石井 知章
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	425
雑誌名	アジアの国際労働移動
ページ	25-45
発行年	1992
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00013333

第1部

労働者送り出しの実態と政策

第1章

中 国

はじめに

資本主義諸国間における労働力移動が、労働市場の国際化に伴って形成されるグローバルな需給システムの中でとらえられるのに対し、社会主義中国からの労働力輸出はこれまでのところ、政府による一元管理の下で組織的かつ計画的に行われてきており、国際労働市場の需要と国内労働者個人の海外出稼ぎへの供給とは直接的には結びついていない。これはなによりも中国が、建国以来一貫して労働力を自由な商品概念としてとらえることを拒否しつつ、国内労働力の国際労働市場への参入を「対外労務合作」という形でほぼ完全にコントロールしてきたことによる⁽¹⁾。たしかに対外開放政策が採用された1978年以降、中国は国の政策としてようやく本格的に労働力輸出に乗り出し、国際労働市場での競争にも積極的に参入しはじめた。しかしその規模は、すでにこの政策が軌道に乗った現在でもわずか6万人前後の派遣にとどまっており、その11億という巨大な人口、さらに他の近隣アジア諸国の送り出し実績のいずれに照らし合わせてもかなり小さいといえる。

こうした労働力輸出促進に対する公式の見解として中国は、(1)「4つの現代化」促進のための資金としての外貨獲得、(2)国外の先進技術・管理運営法の習得、および(3)関係諸国との友好・協力関係促進という3つの理由をこれまで掲げてきている⁽²⁾。しかしながら、国内に都市と農村を合わせて1億5000

万人もの余剰労働者を擁しているといわれる今日、その巨大な潜在的労働力の存在こそが、労働力輸出に対するきわめて強力なプッシュ要因——したがって政策立案・決定者に対する大きな圧力——となっているとみて間違いないであろう。実際、その余剰労働力の吸収にあたっては、第1にはできるだけ国内で消化すべきとしながらも、第2には国際労働市場に向けたより多くの労働力輸出にあてるべきであるとの指摘もなされている⁽³⁾。以下では、中国におけるこれまでの労働力輸出政策の歴史を概観するとともに、こうした余剰労働力を背景とした現在の労働力輸出状況を踏まえたうえで、今後の戦略とその展望について検討したい。

第1節 労働力輸出の歴史⁽⁴⁾

1. 経済・技術援助からビジネスへ

対外経済開放政策が採用された1978年以前、海外への労働輸出の主眼は、第三世界における解放闘争支援という政治的な意図によって方向づけられた経済・技術援助に置かれていた。50年代前半から中国は、近隣アジア、アフリカ諸国で繰り広げられていた民族解放闘争、反帝・反植民地独立運動支援という名目で、79年末までに70以上の地域・国家に対し、工業、農業、交通運輸、軍事、医療などの各分野で約1000件の援助プロジェクトを実施し、18万人に及ぶ専門家を派遣してきている。こうした援助活動を実施する過程で、被援助国側からはプロジェクトの終了後も有償で運営管理・生産指導を継続してほしいとの要請を早い時期から受けていたが、そうした申し出を引き受けることは当時左派を中心に「被援助国の自力更正を阻害する」とされ、長い間辞退を余儀なくされてきた。しかし76年1月、ナイジェリアにおける契約額120万人民币元に及ぶ農業関連のプロジェクトを初めて受注したことが契機となり、党中央はその翌年、「資金の十分な第三世界の国々からの⁽⁵⁾

自費プロジェクトの要請に対しては、適宜これを請け負うべきである」との指示を出した。これによって受注は大幅に伸び始め、有償による労働力輸出・建設請負の受注総額は78年までに計222万ドル⁽⁷⁾に達した。

こうした経済・技術援助の経験が基礎となって、今日のビジネスとしての対外労務合作が本格化されるに至る。1979年には、すでにあった中国成套設備出口会社の他に、中国建築工程総公司、中国公路橋梁工程公司、中国土木

表1 1989年主要中国会社の契約額と営業額

(単位：万ドル)

序列	公 司 名	契約額	営業額
1	中国建築工程総公司	31,688	40,858
2	中国福建経済技術合作公司	16,723	13,942
3	中国港湾工程公司	13,414	7,810
4	中国成套設備出口公司	12,666	4,135
5	中国冶金建設公司	12,509	6,689
6	中国公路橋梁工程公司	9,953	10,117
7	中国広東国際経済技術合作公司	9,578	6,415
8	中国上海対外経済技術合作公司	7,196	6,139
9	中国万宝工程公司	7,104	2,078
10	中国土木工程公司	6,375	5,168
11	中国内モンゴル国際経済技術合作公司	5,767	479
12	中国水利電力対外公司	5,712	7,371
13	中国国際工程與材料公司	5,595	2,556
14	中国四川国際経済技術合作公司	4,359	5,544
15	中国広東労働服務公司	4,192	1,163
16	中国黒龍江国際経済技術合作公司	4,094	2,180
17	中国広西国際経済技術合作公司	3,800	1,244
18	中国有色金属工業対外工程公司	3,702	2,696
19	中国江蘇国際経済技術合作公司	3,663	3,365
20	中国天津国際経済技術合作公司	3,627	1,953
21	中国長城工業公司	3,386	2,964
22	中国重慶国際経済技術合作公司	3,219	749
23	中国遼寧国際経済技術合作公司	2,510	865
24	中国沈陽国際経済技術合作公司	2,502	2,137

(出所)『中国経済年鑑』1990年版、Ⅲ-217ページより引用。

建築工程会社がそれぞれ設立され、イラク、北イエメン、エジプトや香港などにおける36件のプロジェクトにさっそく数百人の労働者を送り、国際労働市場参入への先陣を切った。⁽⁸⁾ それ以後も省、自治区、直轄市、さらに沿海開放都市など、各行政レベルでの労働力提供・建設請負を扱う会社が次々と設立され(表1)、87年までには39の中央省庁関連の会社と35の地方省・市関連の会社との計74の会社が対外労務合作に従事するようになる。⁽⁹⁾ さらに88年には、こうした地方の会社からの強い要望により、労働力輸出に携わる会社の全国組織である中国対外承包工程会社が設立され、中国政府の承認を受けたすべての国際経済技術合作公司、対外承包工程公司、対外労働合作公司をその会員としつつ、90年までには全国112公司によってひとつの業務ネットワークが形成されることとなった。⁽¹⁰⁾

2. 労働力輸出体制の整備

こうした一連の動きをバックアップする形で政府は、労働力輸出をとりまく国内の総合的なシステムづくりに向け、各方面における体制の整備に従事してきた。国務院は1980年、「海外への請負工事、労働力提供は、国内の各関連政府機関、国外の支援団体、華僑等あらゆるルートを使って促進すべきである」との指示を出し、労働力輸出事業の将来へ向けた積極的な展開を奨励した。さらに胡耀邦党総書記は82年、「対外経済技術合作に際しては契約を遵守し(守約)、品質を保証し(保質)、利潤を抑え(薄利)、義を重んじる(重義)べきである」との「八字方針」を提起し、対外労務合作を初めて国の政策と定めた。同年3月には、その監督官庁として対外経済貿易省が対外経済連絡省などを母体に新たに設立され、11月には北京で初の全国承包工程・労務合作会議が開かれている。⁽¹¹⁾

第2節 労働力輸出の形態とこれまでの実績

1. 対外労務合作とは

そもそも「対外労務合作」とは、国内労働力資源を利用した海外国籍企業・団体等の雇い主に対する一定の労働力提供のことであり、すでに述べた通常の海外労働力提供や建設工事の請負の他にも、個人・組織および国内・外レベルでのいくつかの可能性を含んでおり、単に海外における労働力提供だけを意味しているわけではない。それはおおまかに、(1)海外の雇用主との契約に基づく労働力提供、(2)海外請負建設工事に伴う労働力提供、(3)国外の合弁企業に対する労働力提供、(4)設備や技術の輸出に伴う労働力提供、(5)個人レベルでの海外出稼ぎ⁽¹²⁾、および(6)国内における外資系企業への労働力提供⁽¹³⁾という6つのタイプに分けられている。

このうち(1)は、対外労務合作にかかわる対外経済公司与労働者を雇う海外の企業や個人との間で必要な契約を結んだ後、その契約の定めた工種・作業内容・人員・期間などに基づいて必要人員を派遣し、既定の支払い方法で報酬を受け取り、契約履行後に帰国するという方式であり、(2)は建築プロジェクトにかかわる国内の業者が自らの資本・資材・設備などの物的資源の他に、技術・労働力という人的資源を活用しつつ、海外において事前調査、設計、施工、人材訓練にあたるという、現在国際的に行われている労働力輸出の最も一般的な形態である。この(2)のタイプはさらに、中国の企業が単独ですべてを請け負うものと、海外の建設企業が請け負ったプロジェクトの一部だけを引き受けるものとの2つに分類される。中国においても、海外への対外労務合作のうち主な形態がこの(2)のタイプであり、その派遣人員は全体の⁽¹⁴⁾80%を占めている。(3)は海外における資源開発、工業・農業生産、交通運輸などの分野での合弁企業に対する経営管理人員、専門技術員、技術指導員な

表2 中国海外建設請負と労働力提供の契約数
および海外在留派遣労働者数(人)

年	契約国 地区数	契約総数	建設請負 契約数	労働力提 供契約数	海外在留派 遣労働者数
1976-78	2	7	6	1	
1979	8	36	24	12	
1980	16	172	138	34	
1981	36	363	250	113	
1982	38	314	195	119	
1983	40	460	280	180	30,791
1984	52	740	344	396	49,975
1985	71	923	465	458	56,264
1986	83	944	486	458	47,062
1987	95	1,449	616	833	64,145
1988	103	2,126	642	1,484	70,884
1989	124	3,100	776	2,324	67,066
1990	143	5,175	920	4,255	57,939

(出所) 国家統計局編『中国統計年鑑1990』657ページ、『中国対外経済貿易年鑑』1984-92年版によ
り作成。

どの派遣であり、(4)は中国からの工作機械輸出などに伴う据え付け要員、技術指導者などの派遣である。これら4つのタイプが海外における現地の企業、あるいは中国との合弁企業に対する労働力提供および建設請負であり、こうした形をとった労働輸出による海外在留派遣労働者数は、7万人を越えた1988年まで微少ながら増加してきた(表2)。

2. 国際建設市場での受注拡大

これまでの労働力輸出の実績を振り返ってみれば、そもそも中国がビジネスとしての労働力輸出に乗り出した1979年とは、中東石油輸出国の国家収入が2度にわたる石油ショックにより70年の80億ドルから一挙に2000億ドルへ、さらに翌80年には約3000億ドルへと急激に脹らんだ時期にあたる。これによって当時、中東各国で加速度的な経済開発が進むとともに諸施設の建設

表3 中国の建設請負（契約額：万ドル）

国 名	1976～81	1982～85	1986～89	1976～89
香 港	3,354	28,320	104,247	135,921
マカオ	1,728	10,983	39,890	52,601
シンガポール	30	101	670	801
タイ	2,575	17,748	10,993	31,316
フィリピン	892	18,431	12,950	32,273
パキスタン	723	8,108	34,193	43,024
スリランカ	106	771	5,175	6,052
イラク	5,339	89,673	15,628	110,640
クウェート	—	20,695	16,816	37,511
ヨルダン	6,594	12,280	10,311	29,185
北イエメン	13,684	24,338	7,219	45,241
エジプト	510	21,249	21,074	42,833
アルジェリア	172	15,550	46,900	62,622
ルワンダ	3,788	8,637	6,931	19,356
ソマリア	115	5,058	2,999	8,172
リビア	—	26,311	14,726	41,037
コンゴ	17	13,811	1,972	15,800
西ドイツ	88	58	311	457
アメリカ	131	5,060	26,551	31,742
日本	227	—	149	376
ソ連	—	—	8,869	8,869
北朝鮮	—	—	1,048	1,048
他	5,124	52,653	253,452	311,229
合 計	45,197	379,835	643,074	1,068,106

（出所）『中国対外経済貿易年鑑』1984～1990年版により作成。

ラッシュが拡がり、海外からの建設労働者への需要も新たに生じていた。こうした国際建設市場の拡張期に参入できた中国も、表3に見るように中東各国を中心として急速に受注額を拡大していく。たとえば、1976～81年の対イラク建設請負受注額は、香港・マカオに対するそれと同規模の5339万ドルから82～85年にはそのほぼ17倍の8億9673万ドルへ、単位（1万ドル）にも満たなかった対クウェート受注額は、同期間にいきなり2億695万ドルへとそれぞれ急激に伸びている。全体として中国は79年、中東地域を中心に道路、橋

梁、発電所、港湾、住宅などの24件の建設請負プロジェクトで8000万ドル、5年後の84年には585件のプロジェクトでさらに2倍の16億8000万ドルの受注をそれぞれ獲得した。⁽¹⁵⁾

こうした事業の拡大はなによりも、それまで第三国の請け負ったプロジェクトの下請けがほとんどであった中国に、1983年前後から徐々にその実績が国際建設市場で評価され始め、大型プロジェクトの受注が相次いだことによる。たとえば84年には、コンゴの水力発電所、イラクのダム、フィリピンの住宅など、それぞれ契約額1億ドル以上の大型プロジェクトの獲得に成功している。⁽¹⁶⁾ また、それまで通常の土木建設の多かったプロジェクト内容が、80年代の中頃からはコンピューター、工業生産技術指導、航空技術指導など、技術・管理面での仕事にも徐々に広がっていったことも大きく影響している。⁽¹⁷⁾

3. 中東からアジア、アメリカへ

このように契約額全体で中国は、1980年代に入って順調に国際労働市場での地位を確立しつつあったが、中東地域への労働力輸出では82年前後から急速に後退し始めていた。中東全体に対する請負総額は、81年には816億ドルとピークに達したが、翌82年には54%減の446億ドルにまで落ち込んだ。これはなによりも、景気後退に見舞われた西側先進国各国での需要減により石油価格が低下したうえ、イラン・イラク戦争が長期化したために中東における市場が大幅に縮小したことが主な理由とみられる。⁽¹⁸⁾ これ以降、中東諸国への労働力輸出の比率は低下する一方、86年前後からは香港、マカオ、シンガポール、パキスタンといったアジア諸国、あるいはアメリカ合衆国との契約額が急速に伸びていった(表3および4)。とくに香港については1979年～89年、中国建築工程総会社と中国海外建築工程会社が香港で受注した各種工事請負プロジェクトは100件以上にのぼり、建設した住宅の床面積は180万平方メートル、埋め立てによる造地総面積は香港島総面積の13分の1にあたる550万平方メートルにも達したという。⁽¹⁹⁾

表4 中国の労働力提供（契約額：万ドル）

国名	1976～81	1982～85	1986～89	1976～89
香港	252	3,303	15,309	18,864
マカオ	22	2,042	7,821	9,885
日本	82	1,203	15,858	17,143
シンガポール	—	1,138	4,888	6,026
タイ	17	196	274	487
パキスタン	16	23	352	391
イラク	25,090	33,189	16,538	74,817
クウェート	209	5,214	10,378	15,801
ヨルダン	—	819	904	1,723
北イエメン	580	2,055	180	2,815
エジプト	4	108	3	115
アルジェリア	18	3,112	150	3,280
ルワンダ	1	5	77	83
ソマリア	—	38	20	58
リビア	759	5,184	5,333	11,276
コンゴ	—	11	—	11
西ドイツ	432	443	1,733	2,608
アメリカ	7	1,796	12,350	14,153
ソ連	—	—	7,600	7,600
北朝鮮	—	—	2	2
他	1,511	3,569	20,372	25,452
合計	29,000	63,448	120,142	212,590

(出所) 表3に同じ。

4. 東北アジアの可能性

中ソ関係が正常化した1989年以降、旧ソ連極東地域への労働力輸出が急速に伸びてきたことも注目に値する。89年のソ連に対する労働力提供・建設請負では、森林伐採、工・農業生産、建築、道路建設など、150件のプロジェクトで1万人を送り出し、これらの受注額は計1億6000万ドルに達した。⁽²⁰⁾とり

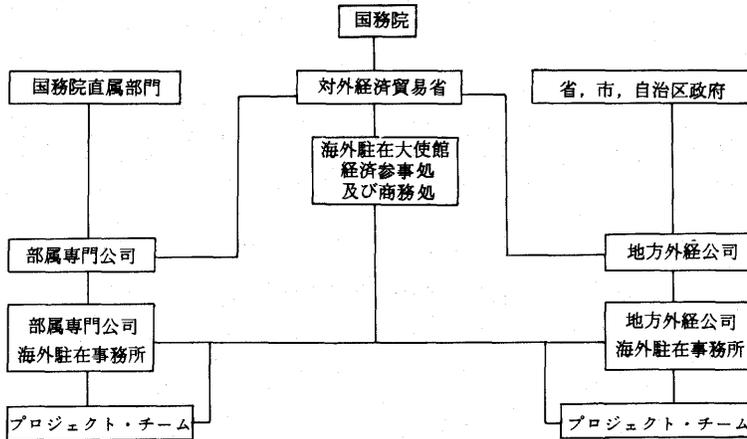
わけ極東シベリア地域での開発は、今後中国東北3省、朝鮮民主主義人民共和国、さらに日本、韓国を対象とする「北東アジア経済圏」（環日本海経済圏）の形成へと大きく発展する可能性があり、それに伴って巨大な労働力の需要がこの地域に生じることも十分に考えられる。実際、もともと労働力の不足した極東シベリア地域において現在のペースで開発が進めば、今後数年間だけでも国外から500万人、長期的には5000万人の労働者が必要になると見込まれている。とくに国境を接している黒龍江省は、今後中国からの労働力提供の主な供給源になるとみられるが、すでに90年までに9000人の労働者をソ連へ送りこんでいる⁽²¹⁾。また吉林省の東北アジア開発公司是92年1月、2万人の労働者を研修生として初めて韓国へ送ることを韓中経済技能協会（韓国）との間で合意しており、この広い地域での将来の経済圏建設へ向けた人的交流がすでに始まっていることを示唆している。しかしながらロシア共和国では、ソ連崩壊による国内の経済混乱を理由に、現在就業中の中国やベトナムからの外国人労働者を近い将来大量に解雇するという方針を決めており、同共和国の政治・経済情勢と相俟って、今後の東北アジアの動向はまだ⁽²²⁾予断を許さない状態にあるといえるだろう。⁽²³⁾

第3節 労働力輸出の実際とその問題点

1. 労働力輸出の管理システム

中国における労働力輸出の組織機構は、國務院を全体の最高指導・決定機関とし、既述のように、将来を大きく左右する重大な方針、政策や条例などはすべてここから発布される（図1）。また対外経済貿易省は、各公司による実際の労働力輸出の業務を監督するとともに、市場調査、公司の審査、許可などの総合的な管理業務にあたる。とくにその国外合作局には、労働力輸出に対する監督部局としての権限が与えられており、業務全般に対する大きな

図1 労働力輸出の組織機構



(出所) 何憲開主編『国際労務市場與対外労務合作』北京, 機械工業出版社, 1988年, 216ページより引用。

管理責任を負わされている。また海外駐在中国大使館の経済参事処および商務処は、この対外経済貿易省の委託によって現地での労働力提供・工事請負業務の監督・調整にあっている。さらに中央および地方における各専門対外経済公司是、国务院直属の省庁、委員会あるいは省、市、自治区の各政府のいずれかの行政指導を受け、実際の業務では対外経済貿易省の指導の下で、それぞれの労働力輸出プロジェクトの実施にあたることになっている。またプロジェクトの数が一定以上である場合、その公司是国外に海外駐在事務所を開設することも認められている。

すでに見てきたように、こうした労働力輸出プロジェクトはすべて、中央・地方政府の認可を受けた公司を介して行われている。これは公司が自ら築いたルート、あるいは政府や全国組織である対外承包工程公司の仲介で、国外の企業、団体、個人などからのプロジェクトを受注したうえ、相互の契約に基づいて従業員を選抜、組織し、一定期間現地に派遣するという形態をとっている。たしかに、中国の労働力輸出が国の政策として行われている以上、国家の利益を損なわず効果的に事業を運営するためにも、中央からのあ

る程度のコントロールは避けられないのかもしれない。しかしながら、その企業としての経営があらゆる段階において政府による管理・指導を受けているがゆえに、むしろ数々の深刻な問題が生じているのである。

2. 管理システムの非合理性

その第1が、非合理的な管理体制の問題である。労働力輸出にあたる会社の大部分が、かつて政治的な意味合いの強い対外経済・技術援助に従事していたという経緯もあり、いまだに企業として自立できずに、国家政策と企業経営とが不分離だった旧い体制のまま今日に至っているというケースが多い。このため会社のなかには、自ら国際市場競争のなかで入札するといった積極的な営業活動を行わずに、もっぱら政府が受注した数少ないプロジェクトの分配を待つだけといったところさえある。⁽²⁴⁾

たしかにこの場合のように、独立した企業家精神が会社側に欠けているという主体的な問題も大きい。しかしながら、むしろそれ以上に深刻なのは、各省、市、自治区に点在する地方の会社がプロジェクトの立案から労働者の派遣にいたるまで複数にわたる上部監督機関による認可を受けねばならないうえ、その手続きそのものがきわめて複雑・煩瑣であるという制度上の問題であろう。すなわち、中央所属の会社の場合は、内部で行われた派遣労働者の人選がその責任者に認可されればすぐにでも出国できる体制にあるにもかかわらず、地方の場合には会社の所属する専門会社、省および市の国際公司、経済貿易庁、政府弁公庁、主管省・市長、安全部など、多い場合には20にも及ぶ上部機関の審査、認可を受けねばならず、早い場合でも1カ月、長いときには5カ月もかかっている⁽²⁵⁾のである。

こうした非合理的な認可制度は、会社がしばしば国際市場での入札の好機を逃してしまうばかりか、せっかく築き上げた中国の労働輸出全体に対する評価を対外的に落とす要因にもなっている。したがって、こうした行政依存型の管理体制を改めるためにも政府は、たとえば独立採算制を各会社へ導入

するなど、これまで以上に大幅な自主権を各会社に与え、名実ともに経済的
主体たらしめることが求められている。⁽²⁶⁾

3. 膨れあがる労働コスト

第2には、増大する労働コストがあげられる。現在中国からの労働者派遣
に必要なコストは1人当たり毎月平均300～350ドルで、競争国である他のい
くつかの発展途上国からの労働者派遣コストに比べると、それまでのメリッ
トであった低コストの魅力は徐々に薄れつつある。その理由としては、何度
かにわたる給与調整によって賃金アップが行われたこともさることながら、
労働力人員を提供する会社に対する補償金として、通常の工具で賃金の3～
5倍、高級専門技術員の場合でその8倍を支払わねばならないことが指摘さ
れている。こうしたコストを削減するために現在、郷鎮企業や農村のすぐれ
た職人、あるいは職業訓練を受けた待業青年から直接、契約工、臨時工を
雇って派遣するという方法も検討されている。⁽²⁷⁾ このことは、単に多くの労働
コスト削減につながるという面だけでなく、将来余剰労働力の吸収のための
有力な手段となりうるという意味でも今後注目に値するであろう。

さらに、労働力輸出に際して必要な中間の行政機関による各審査に、手
続、登録、管理などの費用として、労働力提供・請負工事契約額の17～
20%、純利潤の40%以上にも及ぶ費用が支払われていることも大きなコスト
増につながっている。こうした行政機関における業務を最低限に簡略化すれ
ば、コスト全体の15～20%は削減できるといわれ、そのためにもまず政府に
おける労働力管理部門の所有・管理体制を是正し、合理的な人員異動を行わせ
ることが必要になっていく。⁽²⁸⁾

4. 労働者の資質低下

最後に、派遣労働者の資質低下があげられる。派遣人員の選抜にあたって

各会社は、思想審査、健康状況、技術水準などの各項目について選考することになっているが、ここでは必ずしも最もふさわしい人物が選ばれているというわけではない。たとえば、国外で1、2年間働いて帰ってくればすぐに「万元戸」になれたり、国内では高価な電気製品が出国すれば安く買えるといった大きなメリットがあることから、一度の派遣で目的を達成し再度の出国を拒否する者や、単に旅行気分で出かけ長期で働く意志が全くないといった者も実際には派遣されている。さらにこの選抜の際、コネや裏口等の不正が横行しており、本来出国すべき職人の代わりに幹部が、技術工の代わりに一般職人が派遣されたりするといったケースさえある。また、優れた人材の出国への意志を妨げている要因として、家族を同伴した場合の子供の教育、住宅など、現地での生活上の様々な問題があることも指摘されている。⁽³⁰⁾

第4節 今後の労働力輸出戦略

1. 各種訓練

すでに述べたように、中国における労働力輸出の多くを占めているのが対外建設請負工事であったが、国際労働市場の受皿に一定の限度があるこの分野でこれまで以上に事業を拡大しようとすれば、当然のことながら労働者の資質や技能の向上を図り、国際市場での対外的な競争力をつけねばならないであろう。こうした意味で大きくクローズアップされるのが、派遣労働者の国内における各種訓練である。これまでともすればコスト増につながるとして手薄になりがちだった訓練も、多くの建設プロジェクトが労働集約型から技術集約型へと移りつつあるなかでその重要性がようやく再認識されるようになってきた。

こうした訓練には、一般工員に外国語や請負工事に関する基礎知識を与えるために各会社内で行われる各種の学習教室、プロジェクトの責任者や会計

担当者といった幹部を対象に全国各地の工業技術学校、職業訓練センターで一定期間行われる研修、さらに北京や上海にある貿易関係の専門学校などで会社との契約によって行われる必要分野の人材育成という3つのタイプがあり、それぞれ今後の建設請負工事の事業拡大に向けた戦略として重視されはじめている。⁽³¹⁾

2. 建設以外の分野での市場拡大

また、労働力輸出の新たな方向性のひとつとして進められているのが、建設請負工事以外の職種による労働力提供である。これには清掃労働者、運送労働者、農業労働者、修理保全工、園芸師などの一般・熟練労働者の他に、先進国における産業構造転換により需要が増加しているレストラン従業員、事務所員などのサービス労働者、また生産技術指導、企業の経営管理などの専門スタッフ、さらに設計・施工管理などのコンサルタント、コンピューター・プログラマー、医師・看護婦などの医療従事者が含まれ、それぞれこれまで以上に積極的な労働力輸出の推進が期待されている。とりわけ、高級技術者の海外派遣は年間1人当たり、一般労働者の10倍に相当する1～3万ドルという高額の外貨獲得を可能にするばかりか、現地で習得した先進技術を国内で生かすことによって新技術導入コストである2～15万ドルを節約できることから、その一挙両得の効果がとくに強調されている。⁽³²⁾⁽³³⁾

こうした新たな分野での労働力提供のうち、技術系の専門職員の派遣は既述のように1980年代中頃にはすでに着手されていたが、とくに医療関係では92年、湾岸戦争時に多くの外国人看護婦が中東を離れたことがきっかけとなり、看護婦ら医療関係者2000人(過去最高)をサウジアラビアに労働力輸出する契約が結ばれており、⁽³⁴⁾そうした試みも実際に軌道に乗りつつあることがわかる。

3. 国内外資系企業への労働力提供

労働力輸出拡大のもうひとつの可能性として、国内沿岸の対外開放地区に進出した外資系企業に対する労働力提供があげられる。

中国における外向型集団企業の形態はそもそも、国内の原材料と労働力を使って加工した製品を輸出に向けるものと、国外から輸入した材料で国内の労働力を使って加工し、これを輸出するものとの2つのタイプに分類される。こうした加工—輸出作業は具体的に、農村と都市の連結点としての町（小城镇）における集団企業＝「郷鎮企業」、また単独資本、中外合作、中外合弁による「三資企業」、さらに原材料またはサンプルの輸入・加工、パーツの輸入・組立、および補償貿易にあたる「三来一補企業」のそれぞれにおいて行われている。郷鎮企業全般についていえば、農村における余剰労働力を解消するため1984年以降、「離土不離郷」（農業をやめても農村にとどまる）を原則に農村から小城镇への移住を認める人口政策が採られたこともあり、中国全体では87年までに1750万の郷鎮企業が設立され、8800万人の新たな就業機会を創り出すことに成功している⁽³⁶⁾。このうち対外的には、沿岸開放地区13省・市だけでも1万5000の郷鎮企業が世界百数十カ国に向けた加工製品の輸出を行うようになったのをはじめ⁽³⁷⁾、三資企業の増加につれてその従業員数も84年の37万人から91年には200万人以上へと急増した。その結果、こうした外資系企業の輸出額は90年、全国工業生産総額の12.6%にあたる78億1000万ドルにまで達したという⁽³⁸⁾。

外資導入という形態をとった集団企業は、単に外貨獲得ばかりでなく、膨大な農村余剰労働力の解消を目指した雇用創出にも大きく貢献しているという点で、その国際化が今後どこまで進展するかにも多大な関心が寄せられている。そうした意味で、とりわけ三資企業、三来一補企業という国内の外資系企業に対する労働力提供も、中国でいう「労働力輸出」を通じた雇用拡大への有力な戦略のひとつとなりえるであろう。

おわりに

1. 「盲流」はどこへ

国内の農村を中心に擁する1億5000万人の余剰労働力は、今後も毎年1000万人余りの速度で増え続けていくといわれる。⁽³⁹⁾しかも、かりに既述の郷鎮企業が1978～87年の平均実績800万人を毎年吸収していったとしても、今世紀末にはなおも2億の余剰労働力が存在すると見込まれており、その雇用創出能力にはおのずと限界があることは明らかである。⁽⁴⁰⁾とりわけ89年、経済引き締めにより郷鎮企業が倒産・経営不振に見舞われるなか、農業からも農村からも離れた（「離土又離郷」）農民が一斉に都市へ押し寄せ、その機能をマヒさせたこと（「盲流」現象）は、郷鎮企業が経済的効率性・柔軟性に欠けているばかりか、都市の吸収能力がいつも簡単に限界に達するという事実をまざまざと見せつけた。だからといって、都市に労働者1人を配置するには水や電気、道路、住宅などの生産投資だけで1万元余りかかる⁽⁴¹⁾といい、ただでさえ過剰負担を強いられている都市にとって、農村からの余剰労働力吸収のために新たなコストをかけることは到底不可能であろう。

このように見てくると、現存する巨大な余剰労働力の圧力は、論理的にはいきおい国外へと向わざるを得ないことになってくる。このことから中国政府が今後、余剰労働力の解消を外貨獲得以上に大きな目標のひとつに掲げつつ、これまでよりも積極的に労働力輸出の拡大に乗り出すことは十分にあり得るであろう。しかしながら、すでに世界に2500万人いる移民労働者が今後20年間でさらに50%増加する一方、多くの先進国がすでに入国管理を厳しくしはじめ、長期的には受け入れ規模そのものを縮小するだろうとみられている現状では、⁽⁴²⁾決して既述のような中国側による戦略の立て直しによってこの問題を克服できるというものでもない。なぜなら急速な人口増は、むしろ南

側の発展途上諸国に共通する深刻な問題であり、北側先進諸国で拡大している労働需要でさえもこれには追いつけないというのが国際労働市場の現実だからである。しかも湾岸戦争に際して、アジアのいくつかの出稼ぎ労働者送り出し国の経験で明らかになったのは、労働力輸出への過度の依存は一国の経済全体が国際関係によって左右される危険性もあり、必ずしも得策ではないということであった。

2. 今後の展望

たしかにそうした意味では、中国が近い将来余剰労働力の解消につながるような大きな規模で労働力輸出を拡大するという可能性は低いと言えるかもしれない。しかしながら、国際市場における中国の競争力がまだまだ不十分であるという現状を考えれば、すでに見たようなシステムの合理化、コスト削減、人材育成の強化などを通して、これまで以上に対外的な競争力を高めていくという可能性も決して否定されるわけではない。したがって、新たな輸出戦略をはじめとする様々な市場拡大の努力を続けることにより、各受け入れ国側の需要に見合った現実的な規模で徐々に労働力輸出の枠を拡大していくことは、今後とも十分に可能であろう。

冒頭で述べたように中国の労働力輸出は、国際労働市場における需要と国内労働者の個人レベルの出稼ぎ供給とが、政府によって慎重に切り離されていることにその基本的な特徴があった。しかしながらこのことは、政府のコントロールがきかなくなったり、国内労働力が商品として対外的に自由化されたりした場合には、余剰労働力が爆発的な規模で国外に流れ出るという可能性も十分あることを意味しているのである。⁽⁴³⁾ いずれにせよ、アジアにおける潜在的な労働力送り出し国として、中国がおそらく最大の重要性をもつことだけは確かであり、それゆえ今後ともその動向を注意深く見守っていく必要があるといえるだろう。

〔注〕

- (1) イギリスは19世紀半ば以降、マラヤ植民地開発に要する労働力獲得のために、ペナンやシンガポールを中心に中国人労働者を輸入し、これを奴隷的に扱うという「苦力（クーリー）貿易」を行っていた。こうした歴史に象徴される旧中国による海外への中国人労働者（華工）輸出という悲惨な過去と、「労務輸出」という中国語の持つイメージが重なり合うこともあり、中国では現在でもこれを「労務合作」と呼んでかつての労働力輸出とは区別している（何憲開主編『国際労務市場と対外労務合作』北京、機械工業出版社、1988年、5、12、167ページ参照）。
- (2) 「対外承包労務合作」編写組編『対外承包労務合作』北京、中国対外経済貿易出版社、1987年、9～10ページ。
- (3) 何憲開主編、前掲書、196ページ。
- (4) もともと労働力輸出の定義には、ひとつの国や地域が金融・保険または運輸といった形式を通して他の国や地域に対しある種の特種な使用価値的サービスを行うという広義のものと、ひとつの国や地域の住民が、経済的な収入を得るために特定の時期内に他の国や地域で生産的・非生産的労働に従事するという狭義のものとの2つが含まれる（劉忠生、何憲開、張寧湘「改革开放以来中国労務輸出概況」中国社会科学院人口研究所編『中国人口年鑑』1990年、128ページ註参照）。ところで、本稿で扱われる中国の労働力輸出（「対外労務合作」）とはもっぱら後者のことを指すが、統計の上では中国国内に直接投資された外資系企業での労働力提供を含まない海外での建設工事請負（「承包工程」）と労働力提供（「労務合作」）との2つに分類されており、ここでもこれにしたがって使い分けることとする。
- (5) 「対外承包労務合作」編写組編、前掲書、1～2ページ。
- (6) 同上書、16ページ。
- (7) 何憲開主編、前掲書、169ページ。
- (8) 中国社会科学院人口研究所編、前掲書、128ページ。
- (9) 何憲開主編、前掲書、172ページ。
- (10) 『中国経済年鑑』1990年、217ページ。
- (11) 「対外承包労務合作」編写組編、前掲書、11ページ。
- (12) 日本などに語学留学などの名目で入国しながら、多くの場合出稼ぎを行うといった「就学生」に代表される個人レベルでの労働力輸出については、各受け入れ国ごとの実態把握が困難なこともあって中国の統計では扱われておらず、本稿でも取り上げなかった。このうち日本やオーストラリアなどへの出稼ぎのケースについては、丸川知雄「中国の労働力輸出」（『大原社会問題研究所雑誌』389号、1991年4月）が詳しい。
- (13) 何憲開主編、前掲書、172～181ページ。
- (14) 同上書、204ページ。

- (15) 「対外承包労働合作」編写組編，前掲書，16～17ページ。
- (16) 同上書，16ページ。
- (17) 中国社会科学院人口研究所編，前掲書，130ページ。
- (18) 「対外承包労働合作」編写組編，前掲書，155ページ。
- (19) 張紀濤「中国の労働力輸出の現状」（『海外労働時報』179号，1991年9月）32～33ページを参照。
- (20) 劉治本「1989年我国国外經濟合作穩歩發展」（『中国対外經濟貿易年鑑1990/91』1991年）53ページ。
- (21) *Far Eastern Economic Review*，1990年6月，49～50ページ。
- (22) 『朝日新聞』1992年1月14日。なお，こうした研修生の枠を使って大量の労働力輸出を行うという中国政府の計画は，すでに日本政府に対しても提案されている（『日本經濟新聞』1991年3月17日を参照）。
- (23) 『朝日新聞』1992年1月25日。
- (24) 「対外承包労働合作」編写組編，前掲書，32ページ。
- (25) 何憲開主編，前掲書，185ページ。
- (26) 同上書，219ページ。
- (27) 同上書，186ページ。
- (28) 同上書，223ページ。とくに待業青年を受け入れた集団企業に対しては90年，それまでよりもさらに有利な減・免税の優遇措置を与えることが決定されており，労働力輸出に携わる会社に対しても大きな誘因になりつつあるといえる（『海外労働時報』170号，1991年2月，30ページを参照）。
- (29) 何憲開主編，前掲書，220～221ページ。
- (30) 同上書，189ページ。
- (31) 「対外承包労働合作」編写組編，前掲書，137ページ。
- (32) 何憲開主編，前掲書，206～209ページ。
- (33) Zhang Fan, "Status Quo of China's Emigration of Scientific and Technical Labour," 国連大学主催第2回日本・ASEAN フォーラム「東アジアにおける国際労働力移動」（1991年9月26～27日）に提出された論文を参照。
- (34) 『日経産業新聞』1992年1月21日。
- (35) 早瀬保子「中国の人口移動」（河邊 宏編『発展途上国の人口移動』アジア經濟研究所，1991年）82～83ページを参照。なお，農村の都市化との関連における郷鎮企業の現状については，宇野重昭・朱通華編『農村地域の近代化と内発的發展論——日中「小城鎮」共同研究』國際書院，1991年を参照のこと。
- (36) 菱田雅晴「現代中国における社会移動」（宇野重昭責任編集『静かな社会變動』岩波講座・現代中国第3巻，1989年）138ページ。
- (37) 何憲開主編，前掲書，213ページ。

- ③⑧ 張紀濤「雇用機会創出が最優先課題」(『海外労働時報』177号, 1991年7月) 71ページ, および同「投資環境の改善と中国外資企業協会」(同誌, 184号, 1992年2月) 25~26ページを参照。
- ③⑨ 吳大声「中国農村の都市化研究」(宇野重昭・朱通華編, 前掲書) 364ページを参照。
- ④⑩ 何憲開主編, 前掲書, 196ページ。
- ④⑪ 吳大声, 前掲論文, 375ページを参照。
- ④⑫ *PRESS-Regional Feature Service*, ジュネーブ, I L O, 1991年1月8日。
- ④⑬ 例えば天安門事件後, 海外留学等による出国が厳しく制限されたにもかかわらず, 1989年には前年比56%増の13万人余りが国を離れているという事実からも, 現在の中国における出国圧力がかなりのものであることがわかるであろう (Sarah Lubman, "China's Creed for the '90s: Emigration over Everything Else," *Bangkok Post*, 24 October, 1990を参照)。